

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 10 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 5 日から 令和 8 年 3 月 12 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 4 月 7 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 3 月 25 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 3 月 25 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		

I

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 |
| | 地 番 | 676番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 110.86平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前676番地15 |
| | 家屋 番号 | 676番15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.99平方メートル
2階 42.23平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月22日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 村 上 誠

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 |
| | 地 番 | 676番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 110.86平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前676番地15 |
| | 家屋 番号 | 676番15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.99平方メートル
2階 42.23平方メートル |



令和7年(ケ)第116号
令和7年 9月29日受理
令和7年10月31日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官 山崎郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 |
| | 地 番 | 676 番 15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 110.86 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 676 番地 15 |
| | 家屋 番号 | 676 番 15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 40.99 平方メートル
2 階 42.23 平方メートル |

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	1 本建物を住居として使用していたが、現在は居住していない。たまに様子を見に行っている。本建物に通知があったので、それを見て連絡した。 2 母方叔父に貸していた時期もあったが、叔父は今年の2月に出た。叔父は週末に本建物へ来るような使い方だった。叔父に貸していた期間よりは、私が居住していた期間の方が長い。 3 本物件への立入調査を10月24日に行う予定であることは承知した。その日は立ち会えないと思う。立会希望はない。私がいなくても解錠して立入調査ができるのであれば、裁判所の関係者のみで立入調査を行ってもらって構わない。 (令和7年10月12日電話で聴取)
■ 債務者兼所有者	1 本建物に雨漏りはなかった。 2 約1年間、犬を1匹飼っていた。本建物の玄関内まで入れていた。玄関内の柱や壁には犬による損傷がある。損傷を隠すために、壁や柱の表面に、ホームセンターで買った資材を貼り付けてある。 3 1階納戸の壁に穴が開いている。 4 壁の随所に細かな傷や、子による落書きがあったと思う。 5 本建物内の、1階DK、納戸で電子タバコを吸っていた。 6 太陽光発電パネルは設置していない。 7 本建物の敷地の境界に争いはない。 8 騒音はなかった。 (令和7年10月24日目的物件で電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 東京電力エナジーパートナー株式会社に対しライフライン調査を実施したところ、現時点の供給契約はないとの回答を得た。
- 4 玄関内の壁の随所に犬によると思われる損傷がある。また、損傷部分を覆って資材が貼られている部分がある。
- 5 1階納戸の壁にこぶし大の穴が開いている。
- 6 本建物内の壁の随所に、細かな傷や子によると思われる落書がある。また、2階洋室1の天井にはシール様のものが貼られている。
- 7 本土地上の南西側隅付近にテント型物置があるが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 8 本土地は、東側で建築基準法42条1項5号の市道に接している。なお、市道の認定がされているが、建築基準法上は位置指定道路となっている（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年10月1日(水) 8:40 — 8:50	目的物件所在地	外観調査、不在、通知書投函
令和7年10月6日(月) : — :	当庁	債務者兼所有者に対し照会書郵送
令和7年10月6日(月) : — :	当庁	東京電力へ電力供給契約照会書郵送
令和7年10月7日(火) 15:40 — 15:45	目的物件所在地	不在、通知書投函(再度)
令和7年10月7日(火) 16:25 — 16:30	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年10月12日(日) 16:45 — 16:50	携帯電話	債務者兼所有者より占有状況等聴取
令和7年10月24日(金) 12:35 — 13:15	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影、評価人同行)、債務者兼所有者より占有状況等聴取(電話)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7 年 1 0 月 2 4 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局西湘二宮文庫管轄)
令和7年5月15日 東京法務局新館出張所

登記号

(7 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地積測量図

2 / 2

地番 676-1,
676-13~676-16

土地の所在 南足柄市三竹字久所前

求積表

地名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)
306	-79163.851	-63885.369	-14.359	1136713.736509
305	-79168.032	-63898.304	-10.302	815589.065664
303	-79176.173	-63895.671	14.359	-113680.668107
304	-79172.381	-63883.945	10.302	-815633.699062
合計(倍面積)				-221.734996
面積(倍面積/2)				110.8674980
地積				110.86 m

地名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)
308	-79156.186	-63886.648	-15.383	1217659.609238
307	-79160.462	-63900.752	-11.656	922694.345072
305	-79168.032	-63898.304	15.383	-1217841.836256
306	-79163.851	-63885.369	11.656	-922733.847256
合計(倍面積)				-221.729202
面積(倍面積/2)				110.8646010
地積				110.86 m

地番	面積
A 676-1	846.2956745 m
B 676-13	110.8601235 m
C 676-14	110.8671675 m
D 676-15	110.8674980 m
E 676-16	110.8646010 m
総合計面積	1289.7550645 m

作成者

土地測量士

(平成25年11月22日作成)

申請人

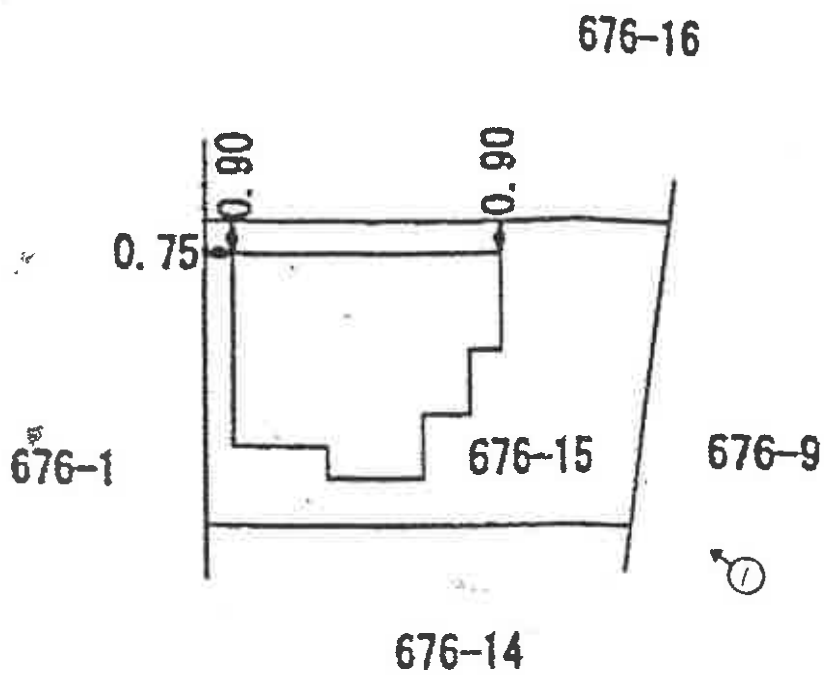
縮尺

1/



土地建物位置関係図

←○ は写真撮影位置・方向



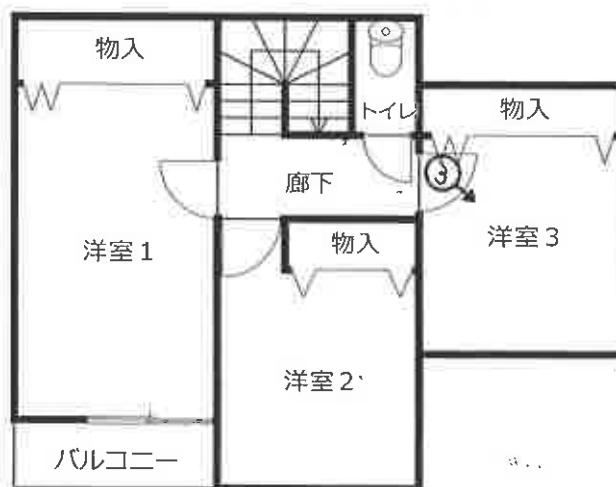
間取見取図

←○ は写真撮影位置・方向

1階縮尺 1/100



2階縮尺 1/100



①



②



③



④



⑤



令和7年（ケ）第 116 号
令和7年10月24日 現地調査
令和7年11月 4日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
難波 秀夫

第1 評価額

一括価格（合計）	
金8,710,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,760,000円
物件2（建物）	金6,950,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 |
| | 地 番 | 6 7 6 番 1 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0. 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 南足柄市三竹字久所前 6 7 6 番地 1 5 |
| | 家屋 番号 | 6 7 6 番 1 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 0. 9 9 平方メートル
2 階 4 2. 2 3 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	伊豆箱根鉄道大雄山線「相模沼田」駅の南西方約920m（道路距離）、徒歩約12分。	
付 近 の 状 況	周辺には空地が残る中小規模一般住宅が多い既成の住宅地域	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	110.86㎡ ほぼ長方形 間口約8.6m、奥行約13m ほぼ平坦
接面道路の状況	東側幅員約4.0m市道（建築基準法第42条第1項第5号＜位置指定道路＞）に等高に約8.6m接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし（プロパンあり） なし
特 記 事 項	◇ 現況調査報告書における債務者兼所有者の陳述（以下「陳述」）によると、本建物の敷地の境界に争いはないとある。 ◇ 物件1土地南西側隅付近にテント型物置が設置されているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成26年8月18日新築（登記記載） 約12年 約18年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造2階建 スレートぶき サイディング 等 ビニールクロス貼 等 ビニールクロス貼 等 フローリング、軟質クッション 等 トイレ×2、浴室 等
床面積（現況）	1階：40.99㎡、2階：42.23㎡、延83.22㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 3SLDK（附属資料間取略図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る（注）	
建物の利用状況	令和7年10月24日内部立入調査。 債務者兼所有者が占有しているものと思われる。	
特 記 事 項	（注）陳述によると、次のとおりである。 ・雨漏りはなかった。 ・約1年間犬を飼っており、玄関まで入れていたので、玄関内の柱や壁には犬による損傷がある。損傷部分を隠すために壁や柱の表面に資材を貼り付けている。	

- ・1階納戸の壁に穴が開いている。
- ・壁の随所に細かな傷や子による落書きがあったと思う。
- ・1階DK・納戸で電子タバコを吸っていた。
- ・太陽光パネルは設置していない。
- ・騒音はなかった。

目視調査の結果は、次のとおりである。

- ・玄関の内壁に犬によると思われる損傷が多くみられ、損傷部分に資材が貼られている箇所がある。
- ・納戸の内壁にこぶし大の穴がある。
- ・物件2建物の所々に小さな損傷や子供によると思われる落書きがある。
- ・2階洋室1の天井にはシール様のものが貼られている。
- ・全体的に経年による劣化が認められた。

◇ 神奈川県県西土木事務所まちづくり・建築指導課及び建築計画概要書によると、物件2建物は、確認済証番号：第H25SBC－確05701H号、交付年月日：平成26年4月4日で建築確認、検査済証番号：第H26SBC－完02312H号、交付年月日：平成26年8月27日で完了検査を受けている。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個 別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	65,000	$\times \frac{100}{100}$	65,000	$\times 110.86$	$\times 1.00$	= 7,210,000

◇ 標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 小田原－20

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 82,500\text{円/㎡} & \times & \frac{100.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{127} = 65,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇ 地 域 格 差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し、街路条件・接近条件・環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇ 個 別 格 差：ほぼ標準的。

◇ 建 付 減 価：必要なし。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	× 83.22	× 0.42	= 5,240,000

◇ 現価率

- ・経過年数12年、経済的残存耐用年数18年、観察減価率30%（保守管理の状態及び中古建物による市場性を考慮）
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} : \frac{\text{経済的残存耐用年数18年}}{\text{経過年数12年} + \text{経済的残存耐用年数18年}} \times (1 - 0.3) = 0.42$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	7,210,000	×	0.65 法定地上権	= 4,690,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	7,210,000	－ 4,690,000		× 1.0	× 0.7		= 1,760,000
2	5,240,000	＋ 4,690,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 6,950,000
一括価格（合計）							= 8,710,000

◇ 占有減価修正：必要なし。

◇ 市場性修正：必要なし。

◇ 競売市場修正：-30%と判定した。

◇ その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

地価公示価格 小田原ー20

所 在：小田原市北ノ窪字立畑298番8

価 格：82,500円／㎡

位 置：伊豆箱根鉄道大雄山線「相模沼田」駅約300m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南5.5m市道

用途指定等：第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）、準防火地域

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が多い既成住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

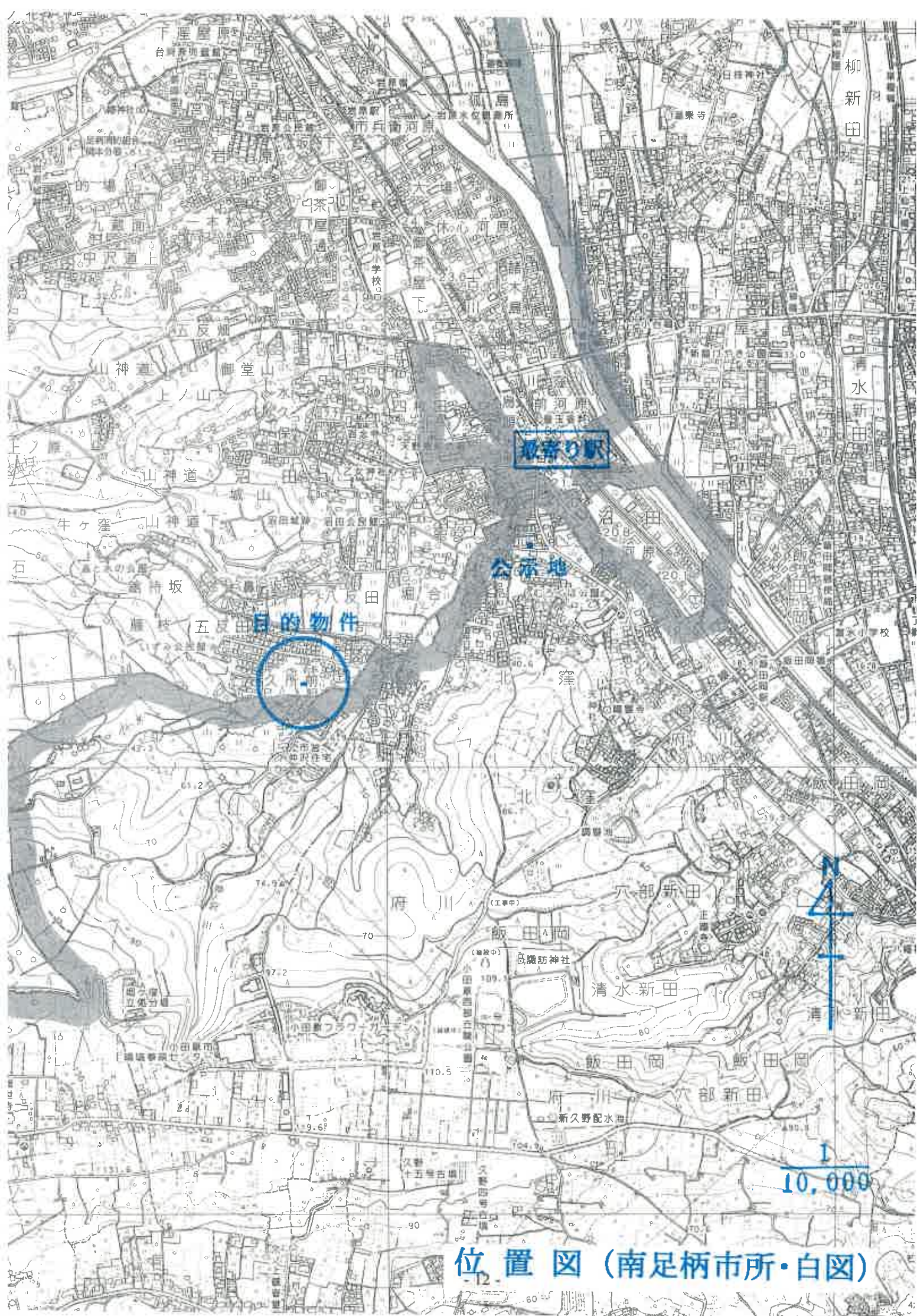
公図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

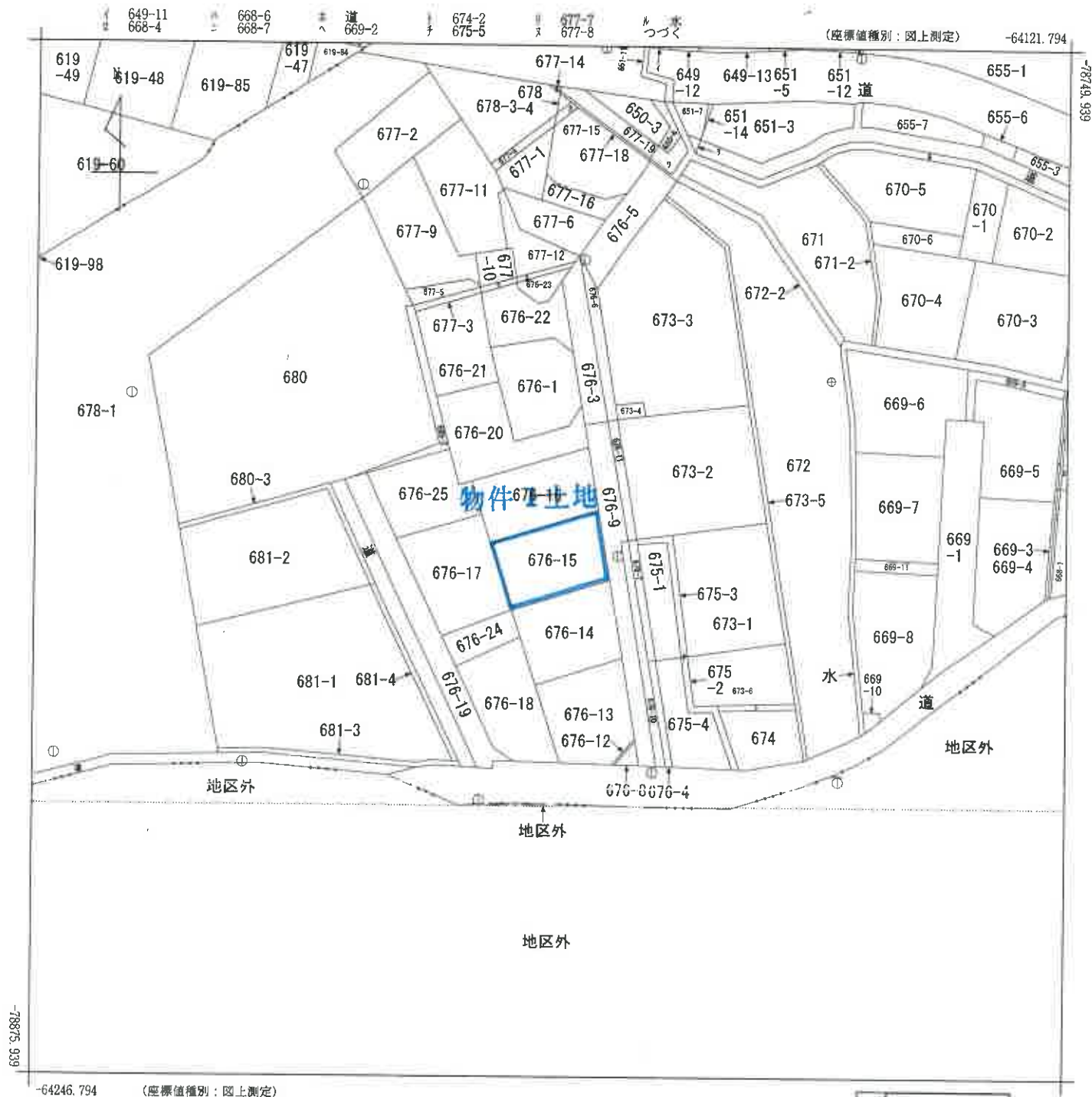
建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

間取略図

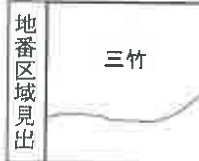
以上



位置図 (南足柄市所・白図)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ (townokutaiheiyousouki2011.par) による修正がされています。



請 求 部 分	所 在	南足柄市三竹字久所前					地 番	676番15		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和63年1月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年5月15日

東京法務局新宿出張所

登記官

地図整理番号: M56503

(1/2)

1/2

[illegible]

地 區	676-13	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-14	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-15	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-16	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-17	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-18	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-19	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-20	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301	78185.255	-63892.734	-7.308	578685.843540	
1801	78194.750	-63898.664	9.227	-730729.569250	
2237	78194.909	-63893.507	8.945	-708398.461005	
22238	78197.702	-63890.719	1.151	-811149.649002	
合 計 (總數)		-63890.719		-221.720247	
地 區	676-21	X_n	Y_n	Y_n+1-Y_n-1	$X_n(Y_n+1-Y_n-1)$
302	78181.898	-63882.356	-12.015	951370.504470	
301					

地 名	676-14	$Y_{n+1}-Y_n-1$	Y_n	$X_n(Y_{n+1}-Y_n-1)$
304	-79172.381	-63883.945	-13.315	1054180.253015
303	-79178.173	-63895.671	-8.789	695879.384497
301	-79185.255	-63892.734	13.315	-1054351.670325
302	-79181.898	-63892.356	8.789	-695929.701522
合 計 (續前)				-221.734333
面 積	110.98	(續前 / 2)		110.981675
備 註	110.98 m			

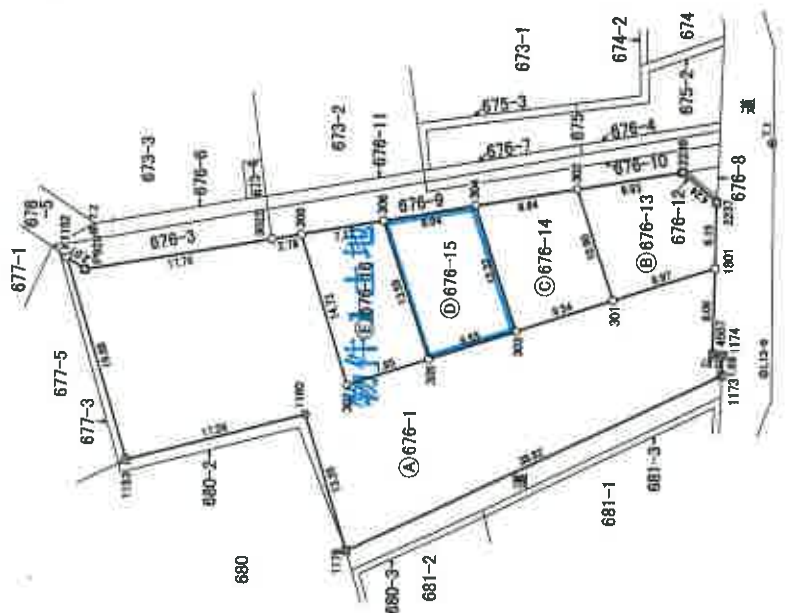


表 1	表 2	表 3	表 4	表 5	表 6	表 7	表 8	表 9	表 10	表 11	表 12	表 13	表 14	表 15	表 16	表 17	表 18	表 19	表 20	表 21	表 22	表 23	表 24	表 25	表 26	表 27	表 28	表 29	表 30	表 31	表 32	表 33	表 34	表 35	表 36	表 37	表 38	表 39	表 40	表 41	表 42	表 43	表 44	表 45	表 46	表 47	表 48	表 49	表 50	表 51	表 52	表 53	表 54	表 55	表 56	表 57	表 58	表 59	表 60	表 61	表 62	表 63	表 64	表 65	表 66	表 67	表 68	表 69	表 70	表 71	表 72	表 73	表 74	表 75	表 76	表 77	表 78	表 79	表 80	表 81	表 82	表 83	表 84	表 85	表 86	表 87	表 88	表 89	表 90	表 91	表 92	表 93	表 94	表 95	表 96	表 97	表 98	表 99	表 100	表 101	表 102	表 103	表 104	表 105	表 106	表 107	表 108	表 109	表 110	表 111	表 112	表 113	表 114	表 115	表 116	表 117	表 118	表 119	表 120	表 121	表 122	表 123	表 124	表 125	表 126	表 127	表 128	表 129	表 130	表 131	表 132	表 133	表 134	表 135	表 136	表 137	表 138	表 139	表 140	表 141	表 142	表 143	表 144	表 145	表 146	表 147	表 148	表 149	表 150	表 151	表 152	表 153	表 154	表 155	表 156	表 157	表 158	表 159	表 160	表 161	表 162	表 163	表 164	表 165	表 166	表 167	表 168	表 169	表 170	表 171	表 172	表 173	表 174	表 175	表 176	表 177	表 178	表 179	表 180	表 181	表 182	表 183	表 184	表 185	表 186	表 187	表 188	表 189	表 190	表 191	表 192	表 193	表 194	表 195	表 196	表 197	表 198	表 199	表 200	表 201	表 202	表 203	表 204	表 205	表 206	表 207	表 208	表 209	表 210	表 211	表 212	表 213	表 214	表 215	表 216	表 217	表 218	表 219	表 220	表 221	表 222	表 223	表 224	表 225	表 226	表 227	表 228	表 229	表 230	表 231	表 232	表 233	表 234	表 235	表 236	表 237	表 238	表 239	表 240	表 241	表 242	表 243	表 244	表 245	表 246	表 247	表 248	表 249	表 250	表 251	表 252	表 253	表 254	表 255	表 256	表 257	表 258	表 259	表 260	表 261	表 262	表 263	表 264	表 265	表 266	表 267	表 268	表 269	表 270	表 271	表 272	表 273	表 274	表 275	表 276	表 277	表 278	表 279	表 280	表 281	表 282	表 283	表 284	表 285	表 286	表 287	表 288	表 289	表 290	表 291	表 292	表 293	表 294	表 295	表 296	表 297	表 298	表 299	表 300	表 301	表 302	表 303	表 304	表 305	表 306	表 307	表 308	表 309	表 310	表 311	表 312	表 313	表 314	表 315	表 316	表 317	表 318	表 319	表 320	表 321	表 322	表 323	表 324	表 325	表 326	表 327	表 328	表 329	表 330	表 331	表 332	表 333	表 334	表 335	表 336	表 337	表 338	表 339	表 340	表 341	表 342	表 343	表 344	表 345	表 346	表 347	表 348	表 349	表 350	表 351	表 352	表 353	表 354	表 355	表 356	表 357	表 358	表 359	表 360	表 361	表 362	表 363	表 364	表 365	表 366	表 367	表 368	表 369	表 370	表 371	表 372	表 373	表 374	表 375	表 376	表 377	表 378	表 379	表 380	表 381
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

成 名	X 座 標	Y 座 標	標 高 の 測 定
L13-5	-79196.244	-63856.228	プ レ ー ト
L13-6	-79198.340	-63899.549	プ レ ー ト
T. 1	-79200.089	-63877.983	金 属 板
T. 2	-79136.724	-63886.386	金 属 板
日本測地院 使用した座標	東京	早稲25年	5月31日

この測量に使用した基本三角点等は、地震前の南足柄市の地籍調査の成果を使用したものである。

測点	観測環境の種類
田	コンクリート杭
畑	プレート
田	プレート(市)
畑	プラスチック杭
田	金属板
○	板上点
田	観測点・各集点

平成25年11月22日作成)

人 類 母

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西瀬二宮支局管轄)

令和7年5月15日

東京法務局新宿出張所

登記官

地積測量図

地番
676-1、
676-13~676-16

土地の所在
南足柄市三竹字久所前

2 / 2

求積表

地番	① 676-15				
地名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)	
306	-79163.851	-63885.369	-14.359	1136713.738509	
305	-79168.032	-63898.304	-10.302	815589.065664	
303	-79176.173	-63895.871	14.359	-1136890.688107	
304	-79172.381	-63883.945	10.302	-815633.869062	
合計 (信面積)				-221.734996	
面積 (信面積/2)				110.8674980	
地積				110.86	m ²

地番	② 676-16				
地名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)	
308	-79156.186	-63886.648	-15.383	1217659.609238	
307	-79160.462	-63900.752	-11.656	922694.345072	
305	-79168.032	-63898.304	15.383	-1217641.836256	
306	-79163.851	-63885.369	11.656	-922733.847296	
合計 (信面積)				-221.729202	
面積 (信面積/2)				110.8646010	
地積				110.86	m ²

地番	③ 676-1				
地名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn(Yn+1-Yn-1)	
① 676-1				846.2956745 m ²	
② 676-13				110.8601235 m ²	
③ 676-14				110.8671675 m ²	
④ 676-15				110.8674980 m ²	
⑤ 676-16				110.8646010 m ²	
総合計面積				1289.7550645 m ²	

作成者

(平成25年11月22日作成)

申請人

縮尺
1 /

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (横浜地方支務局 西湖二宮支局管轄)
 令和7年5月15日 東京法務局新宿出張所

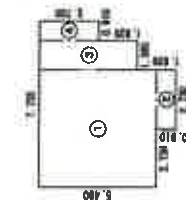
登記官

各階平面図 建物図面

家屋番号 676-15

建物の所在 南足柄市三竹字久所前676番地15

1 階



床面積

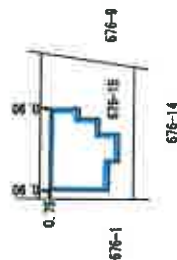
①	5.460 x 5.460	=	29.811600
②	2.730 x 0.910	=	2.484300
③	1.366 x 4.560	=	6.210760
④	0.910 x 2.730	=	2.484300
計			40.890960

床面積

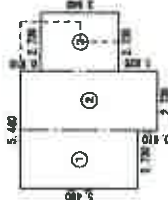
40.99 m²

物件2建物

676-16



2 階



床面積

①	2.730 x 5.460	=	14.905800
②	2.730 x 5.370	=	17.390100
③	2.730 x 3.940	=	9.937200
計			42.233100

床面積

42.23 m²

作成者

年 月 日 (作成)

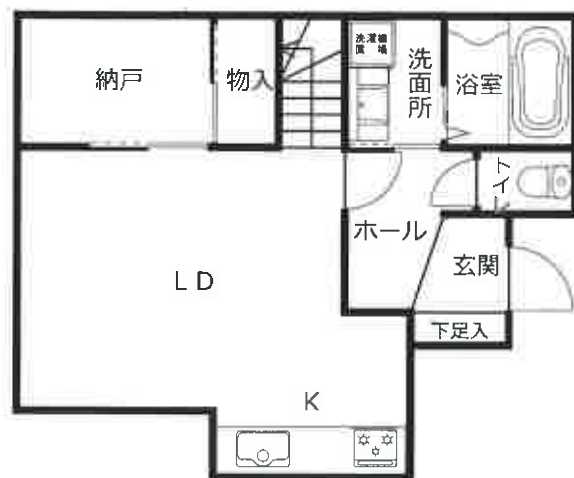
縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

1階



2階

